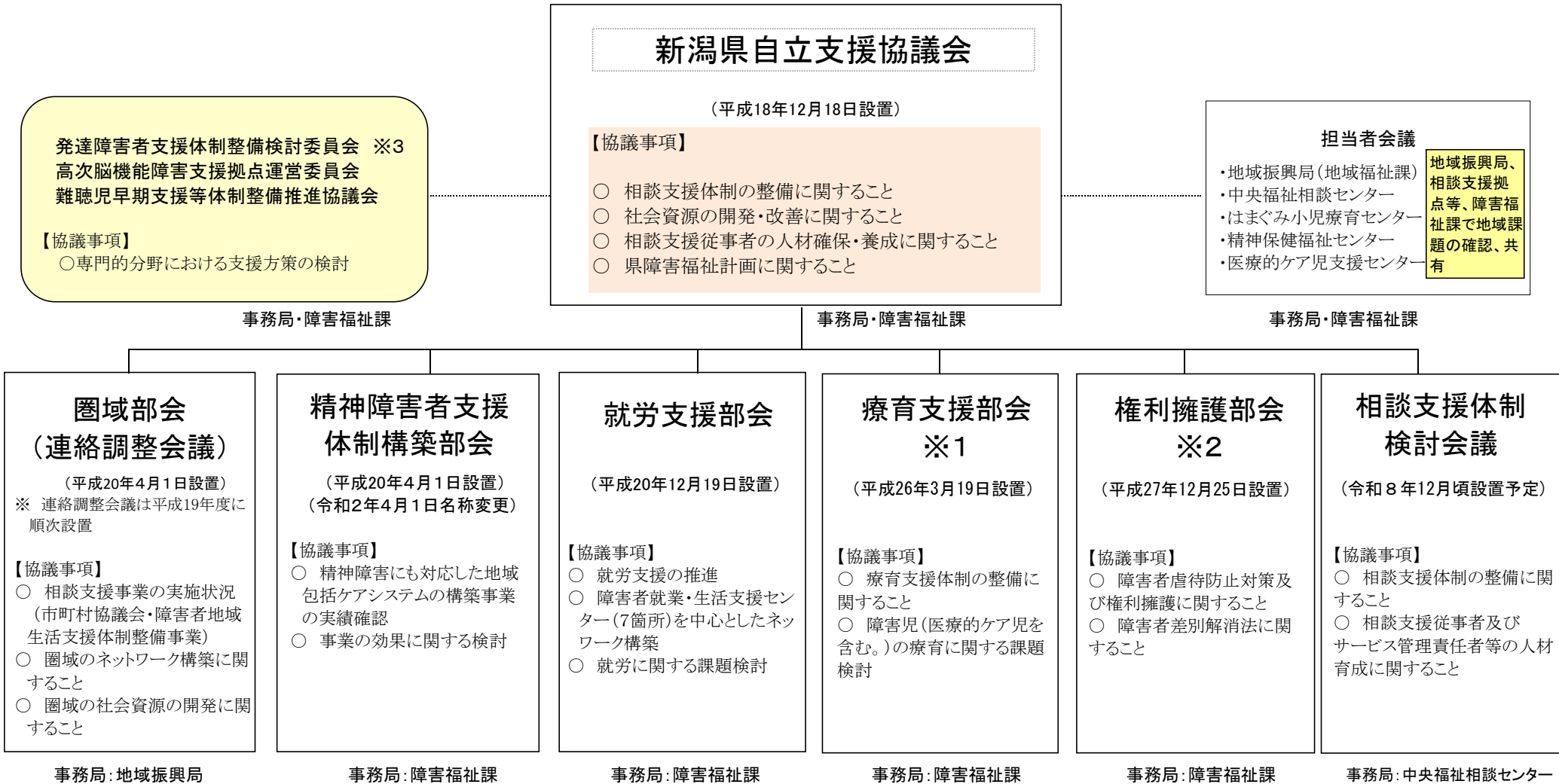


令和8年度 新潟県自立支援協議会の体制

資料 1



※1 療育支援部会は、児童福祉法に基づく、医療的ケア児等支援の体制整備に関する協議の場として位置づけている。
※2 権利擁護部会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく、障害者差別解消支援地域協議会として位置づけている。
※3 発達障害者支援体制整備検討委員会は、発達障害者支援法に基づく、発達障害者支援地域協議会として位置づけている。